

東秩父村地球温暖化対策実行計画

(事務事業編)

令和7年度～12年度

令和7年3月

東秩父村

目次

- 1 計画の背景
 - 1.1 気候変動の影響
 - 1.2 地球温暖化対策を巡る国際的な動向
 - 1.3 地球温暖化対策を巡る国内の動向
- 2 基本事項
 - 2.1 計画の目的
 - 2.2 基準年度
 - 2.3 計画期間
 - 2.4 計画の位置づけ
 - 2.5 計画の対象
- 3 温室効果ガスの排出状況と排出量の削減目標
 - 3.1 算定方法
 - 3.2 総排出量
 - 3.3 排出量の削減目標
- 4 温室効果ガス削減に向けての取組
 - 4.1 温室効果ガスの削減に直接的に寄与する取組（直接的取組）
 - 4.2 温室効果ガス排出抑制に配慮した取組（間接的取組）
- 5 計画の推進および管理
 - 5.1 進行管理の考え方
 - 5.2 点検・評価

1. 計画の背景

1.1. 気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。

2021年8月には、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第6次評価報告書第1作業部会報告書が公表され、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと※1、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において広範囲かつ急速な変化が現れていること、極端な高温や大雨の増加等の変化は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

また、同報告書によると、世界平均気温（2011年～2020年）は工業化前（1850年頃）と比べて1.09℃上昇しており、特に、最近30年の各10年間の世界平均気温は、1850年以降のどの10年間よりも高温となっています。温室効果ガス濃度が上昇し続けると今後気温はさらに上昇すると予測されており、排出量が最大となるシナリオ※2では、今世紀末までに3.3～5.7℃上昇すると予測されています。

1.2. 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015年11月から12月にかけて、フランス・パリにおいてCOP21が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。パリ協定では、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」が掲げられました。

また、2018年に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO₂排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

1.3. 地球温暖化対策を巡る国内の動向

2020年10月、国は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。

2021年6月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第54号）では、2050年までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律に位置付け、地方公共団体実行計画に関する施策目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されました。また、「地域脱炭素ロードマップ」が策定され、脱炭素先行地域

づくりや脱炭素化の基盤となる重点施策（屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時の ZEB 化※³ 誘導、ゼロカーボン・ドライブ※⁴ 等）を全国各地で行うこと等が取組み内容として掲げられました。重点施策が全国各地で行われることで、2050 年を待たずして多くの地域で脱炭素を達成する「脱炭素ドミノ」を生み出すことを目標としています。

2021 年 10 月には、地球温暖化対策計画が改定され、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進し、中期目標として、2030 年度において、温室効果ガスを 2013 年度から 46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標も示されました。

また、「2050 年までの二酸化炭素排出量実質ゼロ」を目指す地方公共団体、いわゆるゼロカーボンシティは、2019 年 9 月時点ではわずか 4 団体でしたが、2024 年 12 月末時点においては 1,127 団体と加速度的に増加しています。当村においても、2022 年 12 月に、3 町 1 村（毛呂山町、越生町、ときがわ町、東秩父村）で「山並み連携ゼロカーボンシティ共同宣言」を表明しています。

山並み連携
ゼロカーボンシティ共同宣言

～2050 年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目標として～

近年、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの増加による地球温暖化の進行が顕著となり、世界規模で自然災害が増加しています。

今後、さらなる自然災害の頻発と激甚化が予想される中で、環境に対する社会全体の意識や関心が高まっており、脱炭素社会に向けた動きが加速しております。

2015 年に合意されたパリ協定では、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2 度未満に抑制すること及び 1.5 度を超える努力を追求すること」とされており、政府では、2020 年 10 月に「2050 年カーボンニュートラル」を宣言し、2013 年から 2030 年の削減目標を 46%、2050 年には温室効果ガス排出を実質ゼロとすることを目指しております。

美しい山並みが連なった毛呂山町、越生町、ときがわ町、東秩父村の 3 町 1 村は、県立黒山自然公園及び県立長瀨玉滝自然公園に指定された豊かな自然環境に恵まれた地域です。

この地域で暮らす私たちには、その恵まれた自然環境を享受し、誇るべき財産として、未来を担う次世代に引き継いでいかなければなりません。

私たちは今、共通財産である「森林と木」を生かすための施策を展開し、3 町 1 村が互いに手をつなぎ「山並み連携」により、2050 年までに二酸化炭素の排出実質ゼロを目指すことを共同で宣言します。



令和 4 年 12 月 25 日

山並み連携ゼロカーボンシティ協議会

埼玉県入間郡毛呂山町中央 2 丁目 1 番地

毛呂山町長 **井上健次**

埼玉県入間郡越生町大字越生 900 番地 2

越生町長 **新井康之**

埼玉県比企郡ときがわ町大字玉川 2400 番地

ときがわ町長 **渡邊一美**

埼玉県秩父郡東秩父村大字御堂 634 番地

東秩父村長 **尾立理助**



- 2 -

※1、IPCC で報告された温暖化と人間活動の影響の関係についての表現の変化

1 次報告書 (1990 年)	「気温上昇を生じさせるだろう」 人為期限の温室効果ガスは気候変化を生じさせる恐れがある。
2 次報告書 (1995 年)	「影響が全地球の気候に表れている」 識別可能な人為的影響が全地球の気候に表れている。
3 次報告書 (2001 年)	「可能性が高い」(66%以上) 過去 50 年に観測された温暖化の大部分は、温室効果ガスの増加によるものだった可能性が高い。
4 次報告書 (2007 年)	「可能性が高い」(90%以上) 20 世紀半ば以降の温暖化のほとんどは、人為起源の温室効果ガス濃度の増加による可能性が非常に高い。
5 次報告書 (2013 年)	「可能性がきわめて高い」(95%以上) 20 世紀半ば以降の温暖化の主な要因は、人間活動の可能性が極めて高い。
6 次報告書 (2021 年)	「疑う余地がない」 人間の影響が大気・海洋及び陸域を温暖化させてきたことには、疑う余地がない。

(出典：IPCC 第 1 作業部会第 6 次評価報告書)

※2、IPCC 第 6 次評価報告書にて公表されたシナリオのうち、化石燃料依存型の発展の下で気候政策を導入しない最大排出量シナリオ。

※3、ZEB・・・Net Zero Energy Building (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル) の略称。
年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロまたはマイナスの建築物のこと。

※4、ゼロカーボン・ドライブ・・・太陽光や風力などの再生可能エネルギーを使って発電した電力(再エネ電力)と電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド車(PHEV)、燃料電池自動車(FCV)を活用した、走行時の CO₂ 排出量がゼロとなるドライブのこと。

2. 基本事項

2.1. 計画の目的

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下、「地球温暖化対策推進法」という。）第 21 条 1 項の規定に基づき、東秩父村が実施している事務および事業に関し、温室効果ガス排出量の削減のための措置に関する計画を策定するとともに、地球温暖化対策を推進することを目的としています。

2.2. 基準年度

本計画の基準年度は、現状で調査可能な直近年度である 2023 年度とします。

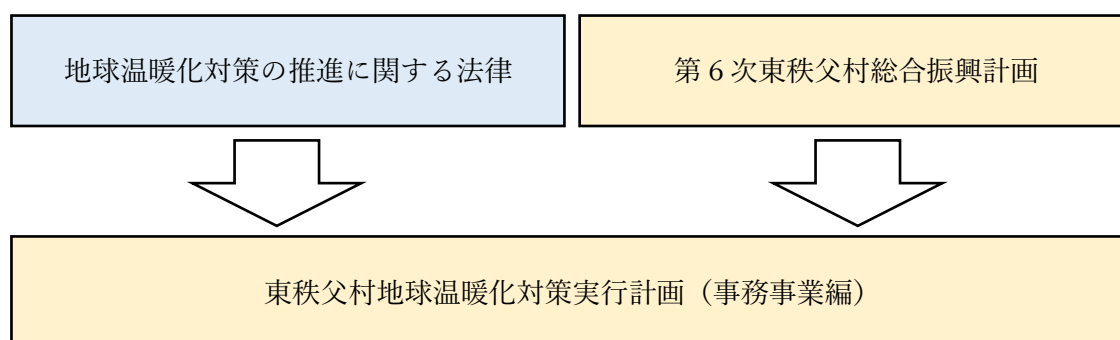
2.3. 計画期間

本計画の期間は、2025 年度から 2030 年度までの 6 年間とします。また、排出量削減目標の達成状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度
令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
基準年度		開始年度		中間年度			目標年度
計画策定		実行（必要に応じて見直し）					

2.4. 計画の位置づけ

この計画は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づく計画であるとともに、「第 6 次東秩父村総合振興計画」を上位計画とするものです。



2.5. 計画の対象

本計画は、地球温暖化対策推進法の規定に基づき、村が実施する事務事業全般を対象とします。

2.5.1. 対象となる温室効果ガス

本計画においては、地球温暖化対策推進法第2条第3項に規定する7種類の物質（二酸化炭素、メタン、一酸化炭素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄、三フッ化窒素）のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO₂）のみを対象とします。

地球温暖化対策の推進に関する法律が規定する7種類の温室効果ガス

温室効果ガス		概要
二酸化炭素（CO ₂ ）		電気の使用、化石燃料（ガソリン、灯油、軽油、A重油、LPG ガス、都市ガス）の使用等により排出されます。 温室効果ガスの中で最も多く排出されています。
メタン（CH ₄ ）		家畜の腸内発酵や廃棄物の焼却などから排出されます。都市ガスの主成分となっており、よく燃える性質があります。
一酸化二窒素（N ₂ O）		燃料の燃焼や農業活動により排出されます。窒素酸化物の中で最も安定した物質で、他の窒素酸化物のような害はありません。
代替フロン等4ガス	ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）	スプレー、冷蔵庫・エアコンの冷媒や化学物質の製造プロセスに使用されています。塩素がなく、オゾン層を破壊しませんが、強力な温室効果があります。
	パーフルオロカーボン類（PFCs）	半導体の製造プロセスなどに使用されています。炭素とフッ素だけからなるフロンの、強力な温室効果があります。
	六フッ化硫黄（SF ₆ ）	主に電気絶縁ガスとして使用されています。人体に対し安全で安定していますが、強力な温室効果があります。
	三フッ化窒素（NF ₃ ）	半導体の製造プロセスなどに使用されています。窒素とフッ素からなる無機化合物で、強力な温室効果があります。

2.5.2. 対象施設

本計画における数値削減目標の対象とする施設は下表のとおりとします。

区分	施設名称	担当部署
行政系施設	東秩父村役場庁舎	総務課
保健・福祉施設	保健センター※1	保健衛生課
	城山保育園※2	住民福祉課
	放課後児童クラブ	住民福祉課
村民文化系施設	コミュニティセンターやまなみ	総務課
	ふるさと文化伝習館分館	総務課
	ふれあいセンター槻川	産業観光課
	高齢者生きがいセンター	産業観光課
	ふるさと館	教育委員会
スポーツ・レクリエーション系施設	ふれあい広場	教育委員会
	御堂テニスコート	教育委員会
	安戸グラウンド	教育委員会
	坂本体育館	教育委員会
	坂本グラウンド	教育委員会
学校教育系施設	槻川小学校	教育委員会
	東秩父中学校	教育委員会
	共同調理場	教育委員会
インフラ系施設 その他	浄水場	建設課
	防犯灯	総務課
	移住体験施設 MuLife	企画財政課
	安戸児童公園	住民福祉課
	皆谷親水公園	産業観光課
	観光トイレ	産業観光課
	村営住宅浄化槽	建設課

※ 1、保健センターには地域包括支援センターを含む。

※ 2、城山保育園には子育て支援センターを含む。

3. 温室効果ガスの排出状況と排出量の削減目標

3.1. 算定方法

3.1.1. 電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量

総排出量算定期間における電気の供給者ごとの電気の使用量 (kWh) に電気の供給者ごとの二酸化炭素 (CO₂) の排出係数を乗じて算定します。

$$\begin{array}{l} \text{電気の使用に伴う} \\ \text{二酸化炭素の排出量} \\ \text{(kg-CO}_2\text{)} \end{array} = \begin{array}{l} \text{電気の使用量} \\ \text{(kWh)} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{電気の使用に伴う} \\ \text{二酸化炭素の排出係数} \\ \text{(kg-CO}_2\text{/kWh)} \end{array}$$

3.1.2. 燃料の使用に伴う二酸化炭素の排出量

総排出量算定期間における燃料の種類ごとの使用量に、燃料の種類ごとの単位発熱量（当該燃料の一単位当たりの発熱量）を乗じて、燃料の種類ごとの発熱量（単位：メガジュール (MJ)）に換算します。

$$\begin{array}{l} \text{燃料の種類ごとの発熱量} \\ \text{(MJ)} \end{array} = \begin{array}{l} \text{燃料の種類ごとの} \\ \text{使用量} \\ \text{(kg、Lなど)} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{燃料の種類ごとの} \\ \text{単位発熱量} \\ \text{(MJ/kg、MJ/L など)} \end{array}$$

燃料の種類ごとの発熱量に炭素排出係数を乗じて炭素の排出量を算定し、これに 44/12（二酸化炭素分子 1 個の炭素原子 1 個に対する重量の比）を乗じて二酸化炭素 (CO₂) 排出量に変換し、燃料の種類ごとの使用に伴う二酸化炭素 (CO₂) 排出量を算定します。

$$\begin{array}{l} \text{燃料の種類ごとの} \\ \text{使用に伴う二酸化} \\ \text{炭素の排出量} \\ \text{(kg-CO}_2\text{)} \end{array} = \begin{array}{l} \text{燃料の種類ごとの} \\ \text{発熱量} \\ \text{(MJ)} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{燃料の種類ごとの} \\ \text{炭素排出係数} \\ \text{(kg-C/MJ)} \end{array} \times \begin{array}{l} 44/12 \\ \text{(kg-CO}_2\text{/kg-C)} \end{array}$$

各種燃料の単位発熱量および炭素排出係数

燃料の種類	単位	単位発熱量 (MJ)	炭素排出係数 (kg-C/MJ)
灯油	L	36.7	0.0185
A 重油	L	39.1	0.0189
都市ガス	L	44.8	0.0136
液化天然ガス(LNG)	kg	54.6	0.0135
液化石油ガス(LPG)	kg	50.8	0.0161
ガソリン	L	34.6	0.0183
軽油	L	37.7	0.0187

出典：地球温暖化対策推進法施行令別表第一

3.2. 基準年度における排出状況

3.2.1. 電力・燃料の使用量

基準年度である 2023 年度における、東秩父村の事務・事業に伴う電力・燃料の使用量を示します（A 重油、都市ガス、液化天然ガス(LNG)の使用実績はありません）。

2023 年度 電力・燃料使用量

区分	施設名	電力 (kWh)	L P G (kg)	灯油 (L)	軽油 (L)	ガソリン (L)
行政系施設	東秩父村役場庁舎	102,182	134	1,014	311	5,890
保健・福祉施設	保健センター	51,255	38	216	0	76
	城山保育園	35,645	712	0	0	45
	放課後児童クラブ	7,011	32	220	0	0
村民文化系施設	ふれあいセンター槻川	12,517	477	0	0	0
	高齢者生きがいセンター	15,513	31	0	0	0
	ふるさと館	5,009	0	0	0	0
	ふるさと文化伝習館分館	5,300	0	0	0	0
	コミュニティーやまなみ	51,396	144	0	0	0
スポーツ・レクリエーション系施設	ふれあい広場	7,238	3	0	43	0
	御堂テニスコート	2,415	0	0	0	0
	安戸グラウンド	5,045	0	0	0	0
	坂本体育館	3,070	0	0	0	0
	坂本グラウンド	810	0	0	0	0
学校教育系施設	槻川小学校	96,963	12	1,026	0	0
	東秩父中学校	64,839	102	489	0	0
	共同調理場	※1 0	3,205	0	0	148
インフラ系施設 その他	浄水場	239,559	0	0	0	0
	村営住宅浄化槽	2,168	0	0	0	0
	皆谷親水公園	882	0	0	0	0
	観光トイレ	11,891	0	0	0	0
	移住体験施設MuLife	4,867	222	0	0	0
	防犯灯	711	0	0	0	0
合計		726,286	5,112	2,965	354	6,159

※ 1、共同調理場の電力は槻川小学校に含む。

3.2.2. 温室効果ガス総排出量

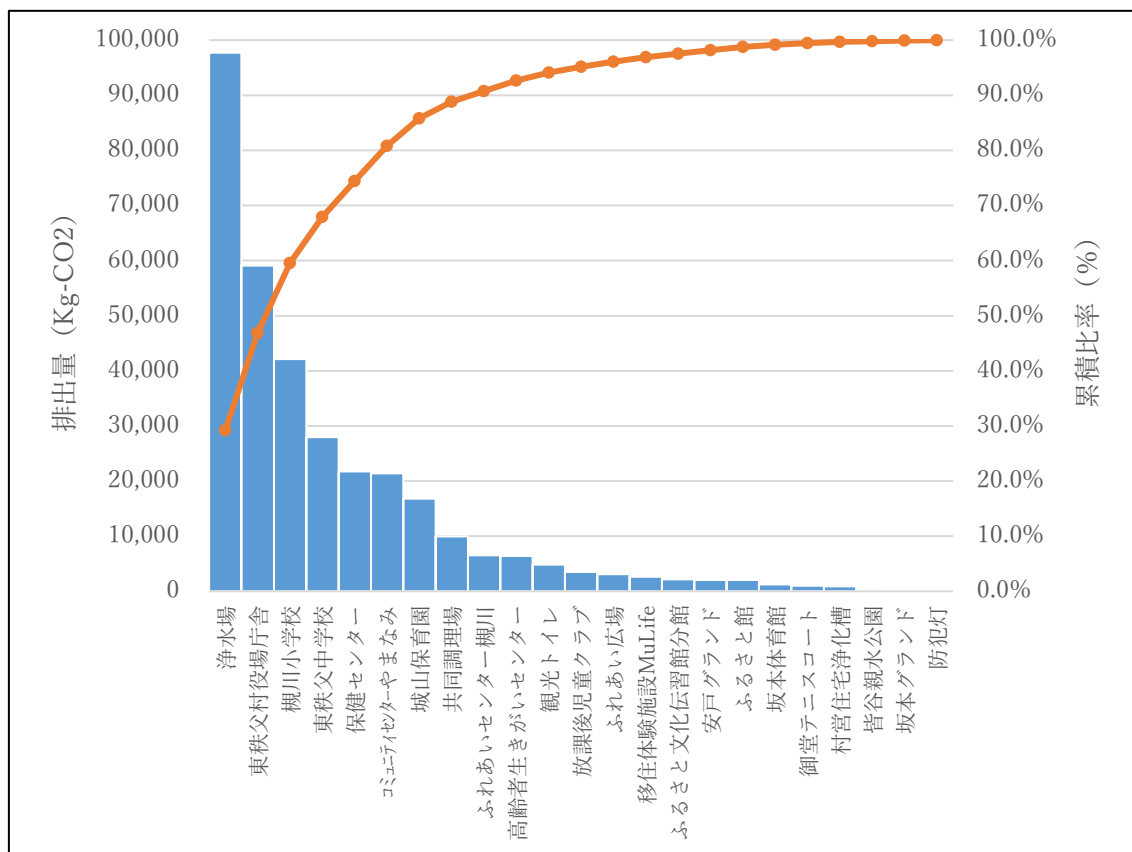
東秩父村の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、基準年度である 2023 年度において 334,253kg-CO₂となっています。

2023 年度 温室効果ガス排出量 (kg-CO₂)

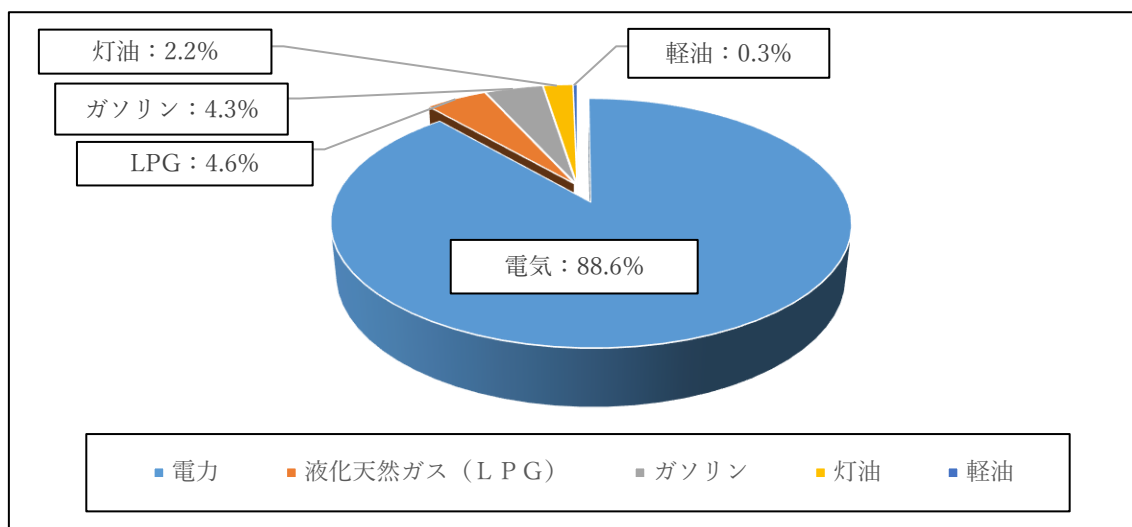
区分	施設名	電力	L P G	灯油	軽油	ガソリン	合計	割合
行政系施設	東秩父村役場庁舎	41,690	402	2,524	804	13,675	59,095	17.68%
保健・福祉施設	保健センター	20,912	114	538	0	177	21,741	6.50%
	城山保育園	14,543	2,136	0	0	105	16,784	5.02%
	放課後児童クラブ	2,860	96	548	0	0	3,504	1.05%
村民文化系施設	ふれあいセンター槻川	5,107	1,431	0	0	0	6,538	1.96%
	高齢者生きがいセンター	6,329	93	0	0	0	6,422	1.92%
	ふるさと館	2,044	0	0	0	0	2,044	0.61%
	ふるさと文化伝習館分館	2,162	0	0	0	0	2,162	0.65%
	コミュニティセンターやまなみ	20,970	431	0	0	0	21,401	6.40%
スポーツ・レクリエーション系施設	ふれあい広場	2,953	9	0	112	0	3,074	0.92%
	御堂テニスコート	985	0	0	0	0	985	0.29%
	安戸グラウンド	2,058	0	0	0	0	2,058	0.62%
	坂本体育館	1,253	0	0	0	0	1,253	0.37%
	坂本グラウンド	330	0	0	0	0	330	0.10%
学校教育系施設	槻川小学校	39,561	37	2,554	0	0	42,152	12.61%
	東秩父中学校	26,454	305	1,217	0	0	27,976	8.37%
	共同調理場	※1 0	9,613	0	0	343	9,956	2.98%
インフラ系施設 その他	浄水場	97,740	0	0	0	0	97,740	29.24%
	村営住宅浄化槽	885	0	0	0	0	885	0.26%
	皆谷親水公園	360	0	0	0	0	360	0.11%
	観光トイレ	4,852	0	0	0	0	4,852	1.45%
	移住体験施設MuLife	1,986	665	0	0	0	2,651	0.79%
	防犯灯	290	0	0	0	0	290	0.09%
合計		296,324	15,332	7,381	916	14,300	334,253	100.00%

※ 1、共同調理場の電力は槻川小学校に含む。

施設別では、浄水場が全体の 29.2%を占め、次いで役場庁舎が 17.7%、槻川小学校が 12.6%、東秩父中学校が 8.4%、保健センターが 6.5%、コミュニティセンターやまなみが 6.4%、と続いています。排出量上位 6 施設によって、全体の約 80%が排出されています。



また、エネルギー種別ごとの使用割合では、電気が全体の 88.6%を占め、次いで液化石油ガス (LPG) 4.6%、ガソリン 4.3%、灯油 2.2%、軽油 0.3%と続いています。

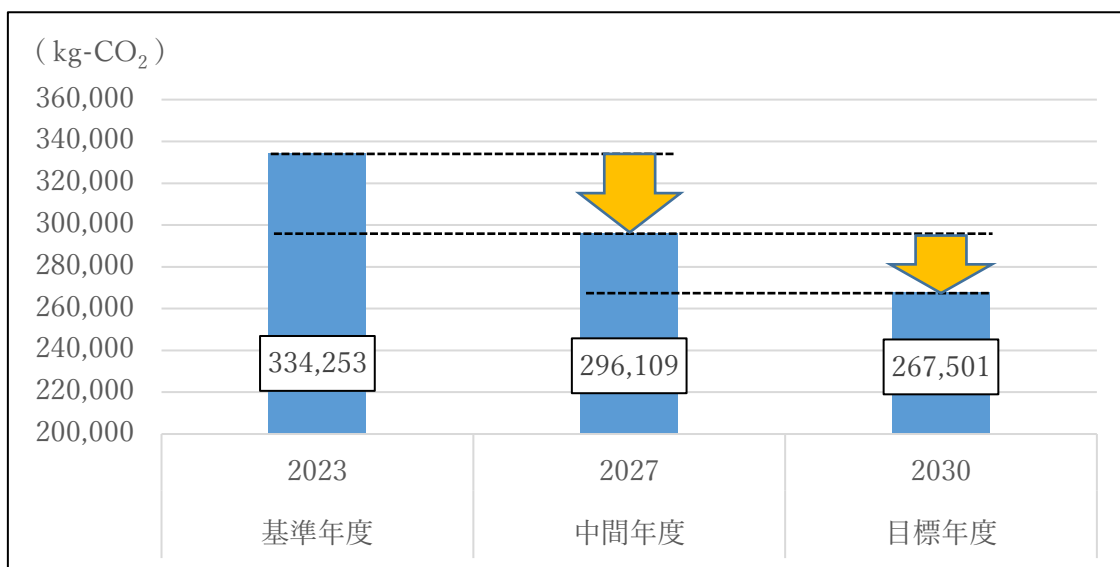


3.3. 温室効果ガスの排出削減目標

国の温室効果ガス削減目標をふまえて、目標年度（2030 年度）までに基準年度（2023 年度）と比較して温室効果ガス排出量 20%削減を目標とします。

項目	基準年度（2023 年度）	目標年度（2030 年度）
温室効果ガスの排出量	334,253 kg - CO ₂	267,501 kg - CO ₂
削減率	—	20%

温室効果ガス排出量の削減イメージ



4. 目標達成に向けた取組

削減目標達成のために、以下の取組を実践します。

4.1. 温室効果ガスの削減に直接的に寄与する取組（直接的取組）

4.1.1. 施設設備等の運用改善

東秩父村公共施設等総合管理計画および個別施設計画と連動した温室効果ガス削減対策を推進し、適正規模化の機会等を活用する他、以下の行動を実践しエネルギー効率の改善に努めます。

- 保有している施設設備等の運用方法を見直し、省エネルギー化を推進します。
- 高効率設備の導入を推進し、省エネルギー化に努めます。
- ボイラーや燃焼機器は高効率で運転できるよう運転方法を調整します。
- 空調機器のフィルター類の清掃頻度を上げて送風効率を向上させます。
- 公用車は、低燃費、低公害車への入れ替えをすすめます。
- 照明器具のLED化を進めます。
- 太陽光発電やバイオマスエネルギー等の再生可能エネルギーを積極的に導入し、温室効果ガスの排出量を削減します。

4.1.2. 職員の日常の取組

職員一人ひとりが以下の行動を実践し、日頃から省エネルギーを心がけることで温室効果ガスの排出を抑制します。

- 不要な照明を消灯し、電気製品はこまめに電源を切ります。
- 自然光が入る場所では、業務に支障のない範囲で消灯します。
- クールビズ、ウォームビズを推奨し、空調は適切な設定温度を心がけます。
- 給湯温度を適正に管理します。
- 公用車を利用する際には、できる限り相乗りするとともに、運転に際してはエコドライブを実践します（アイドリングストップの励行、急発進・急加速などの抑制）。
- 低公害車を優先的に利用します。
- 公共交通機関の利用を推進します。
- 計画的な定時退庁の実施により超過勤務を縮減します。
- 事務の見直しによる夜間残業の削減や有給休暇の計画的消化を進めます。
- テレワークの推進や Web 会議システムの積極的な活用を進めます。

4.2. 温室効果ガス排出抑制に配慮した取組（間接的取組）

削減効果が直接数値に表れないものの、間接的に地球温暖化防止につながる取組として以下の内容を実践します。

用紙の利用

- 両面印刷を徹底します。
- 印刷ミスの防止に努めます。
- 会議資料等は、印刷部数の最小限化を図ります。
- 庁内 LAN を活用し、パソコンで見られる情報の印刷を控えます。
- チラシ、案内等は、必要最小限の印刷を心がけます。
- DX を推進し、書かない窓口や Web 会議システム等を導入し、用紙を使わない業務環境を整えます。
- 電子申請が可能なものは、電子申請に切り替えます。
- 用紙の使用量を把握し、管理します。

物品購入等

- 事務用品は、詰め替えやリサイクル可能な商品を購入します。
- 環境に配慮した物品の購入（グリーン購入）を推進します。
- 環境ラベル（エコマーク、グリーンマーク等）対象商品を購入します。
※エコマーク：ライフサイクル全体で環境負荷が少ないと認められた製品・サービスの目印で、資源循環や生物多様性の保全等に資するものが認定対象。
グリーンマーク：原料に古紙を規程割合以上利用していることを示すもの。

水道使用量

- 日常的に節水を心がけます。
- 器具の点検・補修に努め、水漏れ等による無駄をなくします。
- 節水型機器の導入に努めます。

廃棄物の減量

- ごみの分別を徹底し、減量化を図ります。
- 紙類の資源化を徹底します。
- 物品の長期利用に努めます。
- マイボトル・マイカップ等を使用します。
- 使い捨て容器等の購入・使用は極力控えます。

5. 計画の管理

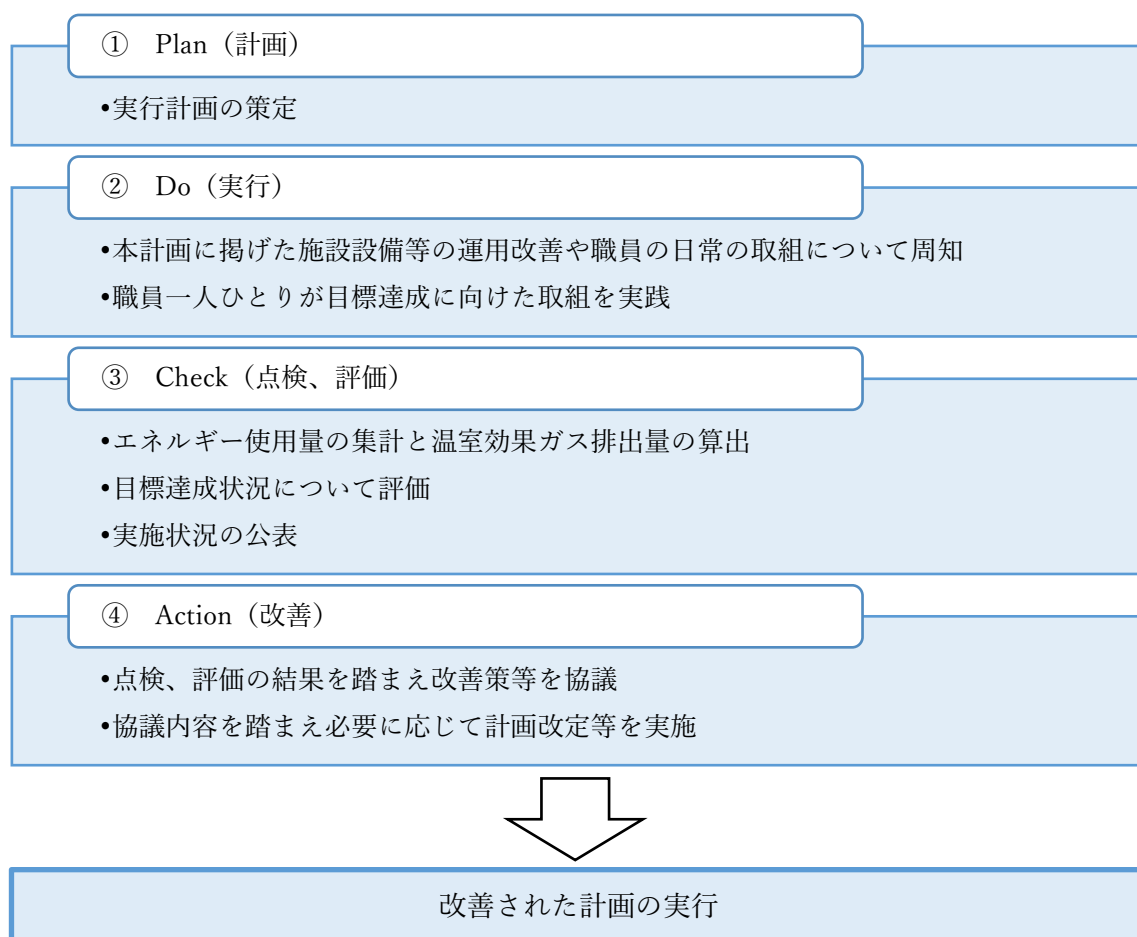
5.1. 進行管理の考え方

本計画は、Plan（計画）⇒Do（実行）⇒Check（点検、評価）⇒Act（改善、見直し）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、毎年を取組に対するPDCAを繰り返すとともに、計画見直しに向けたPDCAを推進します。

5.2. 点検・評価

毎年、温室効果ガス排出算定の基礎となるエネルギー使用量を集計し、温室効果ガス排出量を算定します。対前年比較等を行い、取組の効果について点検します。

また、地球温暖化対策推進法第21条第15項に基づき、実行計画に基づく措置の実施状況を毎年1回公表します。



東秩父村地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

発行 令和 7 年 3 月

東秩父村保健衛生課

〒355-0393

埼玉県秩父郡東秩父村大字御堂 6 3 4 番地

Tel: 0493-82-1777

Fax: 0493-82-1562

Email: hoken@vill.higashichichibu.saitama.jp